

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	障がい者支援に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

春日部市は、障がい者支援に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じて、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

春日部市長

公表日

令和7年3月14日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障がい者支援に関する事務
②事務の概要	<p>春日部市は、児童福祉法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、知的障害者福祉法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)並びに春日部市重度心身障害者医療費助成に関する条例、春日部市在宅重度心身障害者手当支給条例及び春日部市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供又は費用の徴収に関する事務</p> <p>②身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に関する事務</p> <p>③身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務</p> <p>④精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務</p> <p>⑤知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務</p> <p>⑥特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務</p> <p>⑦障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務</p> <p>⑧春日部市重度心身障害者医療費助成に関する条例に基づく医療費助成金の支給に関する事務</p> <p>⑨春日部市在宅重度心身障害者手当支給条例に基づく在宅重度心身障害者手当の支給に関する事務</p> <p>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づいて、春日部市は、障がい者支援に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p>
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> 1. 障害福祉システム 2. 医療助成システム 3. 団体内統合宛名システム 4. 春日部市中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
<p>(1)身体障害者手帳資格ファイル (2)精神障害者保健福祉手帳資格ファイル (3)補装具費支給資格ファイル (4)日常生活用具資格ファイル (5)自立支援医療(更生医療)資格ファイル (6)自立支援医療(精神通院)資格ファイル (7)障害者総合支援資格ファイル (8)障害児支援資格ファイル (9)日中一時支援資格ファイル (10)移動支援資格ファイル (11)地域活動支援資格ファイル (12)特別障害者手当資格ファイル (13)特別障害者手当支給ファイル (14)障害児福祉手当資格ファイル (15)障害児福祉手当支給ファイル (16)経過的福祉手当資格ファイル (17)経過的福祉手当支給ファイル (18)在宅重度心身障害者手当資格ファイル (19)在宅重度心身障害者手当支給ファイル (20)重度心身障害者医療資格ファイル (21)重度心身障害者医療給付ファイル</p>	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none"> 1. 番号法第9条第1項別表 9, 20, 21, 22, 51, 67, 117の項 2. 春日部市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(番号条例)(平成27年条例第37号) 第4条第1項 別表1の5, 6の項 別表2の10, 11の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1. 番号法 (情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 11, 13, 15, 16, 19, 20, 37, 42, 75, 80, 81, 125, 144, 146, 155, 161の項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 14, 15, 16, 37, 75, 92, 93, 119, 144, 145, 146の項 2. 番号法第19条第9号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	障がい者支援課 庄和総合支所
②所属長の役職名	障がい者支援課長 福祉・健康保険担当課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	市政情報課市民相談・情報公開担当 所在地: 〒344-8577 春日部市中央七丁目2番地1 電話: 048-736-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市政情報課市民相談・情報公開担当 所在地: 〒344-8577 春日部市中央七丁目2番地1 電話: 048-736-1111
9. 規則第9条第2項の適用	
	[]適用した
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年2月19日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年2月19日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	<p>マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、必ず複数人での確認を行った上で障がい者支援課長の最終確認を経ることとしている。</p> <p>また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、次のような対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報を受け渡す際(USBメモリを使用する場合を含む。)は、事前に暗号化、パスワードによる保護、確実なマスキング処理等を行うとともに、これらの対策を確実に実施したことの確認を複数人で行う。 ・マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。 <p>これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」(令和5年12月18日デジタル庁)内の次の留意事項等を遵守している。 ・申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。 ・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすること。 ・更新時には本人からマイナンバーを取得し、登録されているマイナンバーに誤りがないか確認すること。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年1月1日	I-1-②事務の概要	法律名及び①から⑧を記載	法律名及び①から⑧に条例名と⑨・⑩を追加	事前	
平成28年1月1日	I-2特定個人情報ファイル名	(1)から(28)を記載	(13)・(14)・(25)・(26)を削除	事前	
平成28年1月1日	I-3法令上の根拠	1.と2.を記載	1と2に3と4を追加	事前	
平成28年1月1日	II-1対象人数	平成26年12月19日時点	平成27年12月18日時点	事前	
平成28年1月1日	II-2取扱者数	平成26年12月19日時点	平成27年12月18日時点	事前	
平成28年8月25日	I-5-②所属長	障がい者支援課長 飯口 信彦 福祉課長 齊藤 努	障がい者支援課長 成塚 淳一 福祉課長 野口 勉	事後	
平成28年8月25日	II-1対象人数	平成27年12月18日時点	平成28年8月15日時点	事後	
平成28年8月25日	II-2取扱者数	平成27年12月18日時点	平成28年8月15日時点	事後	
平成29年4月1日	I-3法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)	事前	
平成29年4月1日	II-1対象人数	平成28年8月15日時点	平成29年3月30日時点	事前	
平成29年4月1日	II-2取扱者数	平成28年8月15日時点	平成29年3月30日時点	事前	
平成29年7月18日	I-3法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)	事前	
平成29年7月18日	I-4②法令上の根拠(1/6)	1. 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	1. 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事前	
平成29年7月18日	I-4②法令上の根拠(2/6)	(別表第二における情報照会の根拠) 第二欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第一欄(情報照会者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童福祉(情報照会者)」が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「障害者	(別表第二における情報照会の根拠) 第二欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「身体障害者福祉法による第一欄(情報照会者)」が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「障害者	事前	
平成29年7月18日	I-4②法令上の根拠(3/6)	第二欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第一欄(情報照会者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童福祉(情報照会者)」が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「障害者	第二欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「身体障害者福祉法による第一欄(情報照会者)」が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「障害者	事前	
平成29年7月18日	I-4②法令上の根拠(4/6)	第二欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第一欄(情報照会者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童福祉(情報照会者)」が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「障害者	第二欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「身体障害者福祉法による第一欄(情報照会者)」が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「障害者	事前	
平成29年7月18日	I-4②法令上の根拠(5/6)	2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主	2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主	事前	
平成29年7月18日	I-4②法令上の根拠(6/6)	記載なし	3. 番号条例 (情報照会の根拠)	事前	
平成29年7月18日	II-1対象人数	平成29年3月30日時点	平成29年7月11日時点	事前	
平成29年7月18日	II-2取扱者数	平成29年3月30日時点	平成29年7月11日時点	事前	
平成30年4月1日	I-1-②事務の概要	(略)	(略)	事前	
平成30年4月1日	I-2特定個人情報ファイル名	⑥特別児童扶養手当等の支給に関する法律に (1)身体障害者手帳資格ファイル (2)精神障害者保健福祉手帳資格ファイル	⑥特別児童扶養手当等の支給に関する法律に (1)身体障害者手帳資格ファイル	事前	
平成30年4月1日	I-3法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主	事前	
平成30年4月1日	I-4②法令上の根拠(1/2)	1. 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	1. 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事前	
平成30年4月1日	I-4②法令上の根拠(2/2)	2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主	2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主	事前	
平成30年4月1日	I-5①部署	障がい者支援課 福祉課	障がい者支援課 庄和総合支所	事前	
平成30年4月1日	I-5②所属長	障がい者支援課長 成塚 淳一 福祉課長 野口 勉	障がい者支援課長 清水 一男 福祉・健康保険担当課長 野口 勉	事前	
平成30年4月1日	I-7請求先	市民生活相談課市民相談・情報公開担当 所在地: 〒344-8577 春日部市中央六丁目2番	市民生活相談課市民相談・情報公開担当 所在地: 〒344-8577 春日部市中央六丁目2番	事前	
平成30年4月1日	I-8連絡先	市民生活相談課市民相談・情報公開担当 所在地: 〒344-8577 春日部市中央六丁目2番	市民生活相談課市民相談・情報公開担当 所在地: 〒344-8577 春日部市中央六丁目2番	事前	
平成30年4月1日	II-1対象人数	平成29年7月11日時点	平成30年3月29日時点	事前	
平成30年4月1日	II-2取扱者数	平成29年7月11日時点	平成30年3月29日時点	事前	
令和1年6月1日	I-4②法令上の根拠(1/3)	1. 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	1. 番号法第19条第7、8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	
令和1年6月1日	I-4②法令上の根拠(2/3)	2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主	2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主	事後	
令和1年6月1日	I-4②法令上の根拠(3/3)	3. 番号条例 (情報照会の根拠)	3. 番号条例 (情報照会の根拠)	事後	
令和3年9月21日	I-1③システムの名称	1. 障害者福祉システム 2. 共通基盤(連携・統合宛名)	1. 障害者福祉システム 2. 医療助成システム	事前	
令和7年3月14日	I-3法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)	事後	
令和7年3月14日	I-4②法令上の根拠(1、3、4/4)	1. 番号法第19条第7、第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	1. 番号法第19条第7、第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基	事後	
令和7年3月14日	II-1対象人数	平成31年3月28日時点	令和7年2月19日時点	事前	
令和7年3月14日	II-2取扱者数	平成31年3月28日時点	令和7年2月19日時点	事前	
令和7年3月14日	I-7請求先	市政情報課市民相談・情報公開担当 所在地: 〒344-8577 春日部市中央六丁目2番	市政情報課市民相談・情報公開担当 所在地: 〒344-8577 春日部市中央七丁目2番	事後	
令和7年3月14日	I-8連絡先	市政情報課市民相談・情報公開担当 所在地: 〒344-8577 春日部市中央六丁目2番	市政情報課市民相談・情報公開担当 所在地: 〒344-8577 春日部市中央七丁目2番	事後	